

雲南市まちづくり基本条例

〔雲南市のまちづくりをみんなで育てていきましょう!〕

(前文)

私たちの愛する雲南市には、
清らかな水と緑の「豊かな自然」
銅鐸やたらをはじめとした「誇るべき歴史遺産」
恵まれた風土によって育まれた「豊かな食文化」
世代を越えた「地域の和」
などの、たくさんの恵みがあります。
私たちは、ふるさとを思う多くの人々によって受け継がれてきた
この恵みを大切にしながら、「平和を」の精神を尊重し、
「誰もが平和で心豊かに暮らせるまちづくり」をすすめます。
まちづくりの原点は、主役である市民が、自らの責任により、
主体的に関わることです。
ここに、市民、議会及び行政がともにこの理念を共有し、協働の
まちづくりをすすめるため、雲南市まちづくり基本条例を
制定します。



雲南市

市民の知恵と想いでできるまちづくりのルール。

協働のまちづくりをすすめるルール

- まちづくり基本条例は、雲南市のまちづくりの最高規範と位置づけられる条例で、市民、議会及び行政の3者が力をあわせてまちづくりをすすめていくための基本的なルールを定めたものです。3者がこの条例の目的を尊重し、それぞれの役割と責務を果たしながら、協働のまちづくりをすすめます。

はじめに

- 地域自主組織を核に、市民のみなさんが地域の課題解決に向け積極的に取り組む活動がすすめられてきています。
- 市民の手でつくられたまちづくりの指針となる雲南市総合計画には、協働のまちづくりをすすめるため、『まちづくり基本条例』を制定することが明記されました。

- 市民のみなさんで構成する「まちづくり推進懇話会議」(畑亮一郎会長、12人)が設置され、『まちづくり基本条例』が約1年間にわたり検討されてきました。そして、平成20年3月に「まちづくり基本条例の制定に向けた提言」が市長に提出されました。

- 提言をもとに、議会・行政での議論、市民のみなさまからの意見をいただき、平成20年9月議会での審議を経て「雲南市まちづくり基本条例」が制定されました。
- 条例の施行は、雲南市の誕生を記念して、平成20年11月1日とされました。

条文とポイント

(目的)

第1条 この条例は、雲南市におけるまちづくりの基本理念を明らかにするとともに、その基本となる事項を定め、協働のまちづくりをすすめることを目的とします。

～ポイント～

- ◆まちづくりとは、日々の暮らしそのものであり、主役となるのは市民です。そして、「自らできることは自ら取り組む」といった意思のもと、市民自らが地域の課題に取り組むことで、さらに住み良いまちづくりを実現していかなければなりません。
このようなまちづくりの姿(理念)を市民、議会及び行政が共通の認識として持つことにより、住民自治の実現と協働のまちづくりが推進することを願い、この条例が制定されました。

市民・議会・行政の協働へ役割と責務。

（最高規範）

第2条 市民、議会及び行政は、まちづくりの推進にあたり、この条例に定める事項を最大限に尊重するよう努めます。

～ポイント～

- ◆まちづくりの推進にあたって「最高規範」に位置づけられることで、本条例の理念にそった市政運営が行われます。

（定義）

第3条 この条例において用語の定義は、次のとおりとします。

- (1) 協働 市民、議会及び行政が対等な立場に立って、お互いの意見を尊重し、学習を通じて一人ひとりが意識を高め合い、役割と責任を担い合いながら共通の目標に向かって取り組むこと。
- (2) コミュニティ 心豊かに安心して暮らすことができる地域社会を築くために、市民が互いに助け合い、行動するために自主的に結ばれた組織及び集団
- (3) 新たな公共 公共サービスの多様化が求められるなかであって、行政に限らず市民をはじめとする多様な主体によって担われる公共の領域

～ポイント～

- ◆この条例で使う言葉のうち、意味を共有しておきたい重要な言葉について、その定義を明らかにしています。

（市民の権利）

第4条 市民は、まちづくりの主体であり、まちづくりに参加する権利を持ちます。

- 2 市民は、まちづくりに関する情報について、その提供を受け、また自ら取得する権利を持ちます。
- 3 満20歳未満の青少年・子どもは、それぞれの年齢に応じて、まちづくりに参加する権利を持ちます。

（市民の責務）

第5条 市民は、一人ひとりがまちづくりの主体であることを自覚し、まちづくりに参加するよう努めます。

- 2 市民は、お互いを認め合い、意見を尊重するとともに、自らの発言と行動に対して責任を持ちます。
- 3 市民は、次代を担う子どもたちが、夢と希望をいだくことができる良好な環境を創出するよう努めます。

～ポイント～

- ◆全ての市民にまちづくりに参加する権利があります。強制されるものではありません。
- ◆十分な情報提供がされることはもちろん、市民自らも情報を得ようと努めます。
- ◆市民一人ひとりがまちづくりの主体であることを自覚し、積極的な参加に努めます。
- ◆次代を担う子どもたちが、このまちに住んでいたい、住み続けたいと思えるような、より良い環境の創出に努めます。

市民・議会・行政の協働へ役割と責務。

（議会の役割と責務）

第6条 議会は、市民の代表により構成される市の議決機関として、市民の意思を尊重した意思決定に努めなければなりません。

2 議会は、積極的な情報公開や、市民との対話に努め、開かれた議会運営を行わなければなりません。

3 議員は、議会活動について、市民への説明責任を果たすとともに、公正かつ誠実に遂行し、市民の負託に応えなければなりません。

4 議員は、政策の提言及び提案に努めなければなりません。

～ポイント～

◆議会の機能・役割は非常に重要であり、市民の意思を尊重した意思決定に努めます。

◆市民の知る権利を保障するための情報公開や対話に努めるなど開かれた議会運営を行います。

◆市全体の公益を考えた判断によって、市民への説明責任や選挙で選ばれた責任を果たします。

◆分権型社会に対応していくため、積極的な政策の提言や提案に努めます。

（行政の役割と責務）

第7条 市長は、住民福祉の向上を図るため、次に掲げることに基づいて、計画的かつ効率的な行政運営に取り組み、市民の負託に応えなければなりません。

(1) 限られた資源の効率的かつ効果的な活用を図り、財政の健全性の確保に努めること。

(2) 政策形成、実施、評価及び見直しの過程において、市民意見の把握と反映を行うこと。

(3) 市民に利用しやすい形で保有する情報の積極的な公開・提供を行うとともに、常に分かりやすい説明を行うこと。

(4) 個人の権利利益を守るため、保有する個人に関する情報の保護を行うこと。

(5) 公平かつ透明性を確保した適正な行政手続を行うこと。

2 議員は、地域社会の一員であることを認識し、積極的にまちづくりの推進に努めなければなりません。

3 議員は、公正、公平かつ誠実に職務を遂行するとともに、市民との協働や市民活動間の連携が図られるように努めなければなりません。

4 議員は、職務を行う上で必要な能力を自ら高めていかなければなりません。

～ポイント～

◆市長は、地方自治法をはじめとする各種法令にもとづき、計画的・効率的な行政運営に取り組み、市民の負託に応えます。

◆市長は、積極的な情報公開や分かりやすい説明を行います。

◆議員は、まちづくりを担う一員であることを自覚し、率先してまちづくりの実践に努めます。

◆議員は、市政運営のスペシャリスト、協働のまちづくりのコーディネーターとして、まちづくりの推進に取り組みます。

◆議員は、役割と責務を果たすため、自らの責任において業務遂行能力の向上を図ります。

まちづくりへの参加と情報の共有。

（附属機関等の委員への市民参画）

- 第8条 市長は、審議会その他の附属機関等（以下、「附属機関等」という。）の委員には、公募による委員を選任するよう努めなければなりません。
- 2 市長は、附属機関等の委員の選任については、幅広い人材を選出するよう努めなければなりません。

～ポイント～

- ◆市民参画を拡充する手法として、公募による委員の選任に努めます。
- ◆男女の比率や他の附属機関等との重複を考慮した、幅広い人材の選出に努めます。

（コミュニティ活動の推進）

- 第9条 市民は、コミュニティがまちづくりの重要な担い手であることを認識し、地域自主組織等によるコミュニティ活動に積極的に参加するよう努めます。
- 2 市長は、コミュニティ活動の自主性及び自立性を尊重し、必要に応じてその活動を支援するよう努めなければなりません。

～ポイント～

- ◆地域自主組織やまちづくりグループを核としたまちづくりがすすめられていますが、こうした活動に、市民はより積極的に参加します。
 - ◆コミュニティ活動は行政が主導するものでなく、自主性や自立性が最大限尊重されなければなりません。また、必要のある場合は支援をするという、市長の姿勢を示しています。
- ※ここでの支援は、財政的なものだけでなく、情報、人材や学習機会の提供などを含んだものを表しています。



まちづくりへの市民参加と情報の共有。

（情報の共有）

第10条 市民、議会及び行政は、まちづくりの基本理念を実現するため、まちづくりに関する情報を共有しなければなりません。

2 議会と行政は、市民の知る権利を保障するため、文書を適正に管理しなければなりません。

～ポイント～

◆みんなが、対等な立場に立ってまちづくりをすすめる環境をつくるためには、情報を共有することが重要です。市民、議会及び行政は、このことを認識し、まちづくりに関する情報の共有を図らなければなりません。

◆市民の知る権利の保障はもちろん、みんなの共有財産である文書の適正管理を図り、過去と未来の情報共有も図ります。

※ここでの情報は、行政から発信されるものだけでなく、市民から発信されるまちづくりに関する情報などを含んだものとして表しています。

まちづくりを支える、市民参加と情報の共有

市民のみなさんの活動例

- 市民委員に積極的に参加します。
- 自治会や地域自主組織など身近なまちづくりに参加します。
- 市報うんなんや市ホームページを見ます。
(<http://www.city.unnan.shimane.jp/>)
- 市政懇談会などへ参加します。
- 議会に関心を持ちます。
- 市民活動の情報を発信します。



協働のまちづくりをすすめる背景

■地方分権への対応

国と地方は「対等・協力」の関係に変化し「地域のことは地域で考え、地域で決める」地域経営の視点が求められています。

■地方財政の構造変化

国による財政改革の影響により、公共サービスをより効果的で効率的にすすめることが求められています。

■住民意識の変化

まちづくりに対する住民ニーズが多様化・高度化し、市民やコミュニティなどが主体的に関わることが求められています。

■地方自治法等の既存法の不足

地方自治法には、市民参加や協働などに関する規定がないため、それを補う制度構築が求められています。

協働による「新たな公共」づくり。

（新たな公共）

- 第11条 市民、議会及び行政は、自らの権利と責務のもと、協働によるまちづくりを実践し、新たな公共を創造するための活動に努めます。
- 2 市民は、その自主性及び自己の責任に基づいて、公共サービスの提供を担うことができます。
- 3 市長は、市民が公共サービスの提供を担うための環境整備に努めるとともに、協働のまちづくりを推進するための総合的な施策を講じなければなりません。

～ポイント～

- ◆市民、議会及び行政は、それぞれの役割分担のもと、豊かな「公共の領域づくり」に努めます。
- ◆市民は、住民ニーズにより対応した公共サービスの提供と社会的・地域的な課題解決を行います。
- ◆市長は、市民が新たな公共づくりに取り組むための環境整備など必要な支援を講じます。

すでに取り組まれている「新たな公共づくり」

市民のみなさんの活動例

- 安心・安全を守ります。
防犯啓発活動や、地域の大人による子どもの見守り運動 など
- 高齢者の暮らしを支援します。
高齢者の配食サービスや、冬期間の除雪 など
- 豊かな自然を守り、育てます。
環境美化活動や、花の植栽 など



私たちのまちのことは、ここに住む人々が一番よく知っています。
何が必要でどうすればいいのか。
「みんなで考え、話し合い、みんなの力で解決します。」

みんなが育つまちがほしい。

（交流と連携）

- 第12条 市民は、まちづくりの推進のため、さまざまな活動を通じ、市外の人々と広く交流し、連携するよう努めます。
- 2 市長は、広域的な課題に取り組むため、近隣自治体及び他団体と相互に連携するとともに、地方分権の推進にあたり、国や県へ積極的な政策提言を行わなければなりません。

～ポイント～

- ◆市民は、広域的な人との繋がりや協力を得るため、自らも働きかけます。
- ◆市長は、広域的な課題への対応や、分権型社会に対応するため、各種制度改正を含めた主張をしていきます。

（育てる条例）

- 第13条 市民は、この条例をまちづくりの推進状況及び社会情勢の変化等に応じて常に実効性のある条例となるようつくり育てていきます。

～ポイント～

- ◆まちづくり基本条例は、最高規範性があるからこそ、時代にマッチしたものになっているかどうかなど、雲南市のまちづくりに本当にふさわしいものかどうかを検証していく必要があります。そこで、この条例を「育てる条例」として位置付け、市民参加のもとで、条例の実効性を保障していくとともに、必要に応じ適切な措置を講じていきます。

附 則

この条例は、平成20年11月1日から施行する。

- ◆雲南市は、平成16年11月1日に、大東町・加茂町・木次町・三刀屋町・吉田村・掛合町の合併により誕生しました。そうしたなか、この条例は、雲南市の誕生を記念して平成20年11月1日に施行されました。



発行 雲南市役所政策企画部政策推進課

〒699-1392 島根県雲南市木次町木次1013-1 電話:0854-40-1011 FAX:0854-40-1019
雲南市公式サイト <http://www.city.unnan.shimane.jp>